

面 会 規 程

1 目的

本規程は、入院患者の療養環境を維持するとともに、ご家族等との交流機会を確保しつつ、院内感染防止対策を適切に実施するため、面会に関する必要事項を定めるものとする。

2 基本指針

入院患者とご家族等との面会機会を尊重し、感染症流行状況及び患者の病状等を踏まえながら、面会を実施する。

面会方法等については、感染状況等を踏まえ適宜見直しを行う。

3 面会時間

平日・休日ともに午後 1 時から午後 8 時までとする。

4 面会対象者

原則としてマスク着用できる方(小児含む)。

5 感染対策

面会者は、手指消毒、マスク着用、面会前の体調確認等の感染対策に協力するものとする。発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合、また体調不良の場合は面会を控えるものとする。

6 面会制限

感染症流行時、院内感染発生時、患者の病状等により、面会制限又は面会方法の変更を行うことがある。なお、制限を行う場合においても、患者及びご家族等への影響に配慮し、必要最小限となるよう努める。

7 柔軟な対応

病状説明、退院支援、ACP、終末期対応、認知症患者への支援その他医療上必要と認められる場合は、病棟責任者等の判断により柔軟に対応する。

8 周知

本規程は院内掲示、ホームページ等により周知する。

令和8年7月